



いざというときのために

いざというときに役立つ
情報をご紹介します。

大地震が発生したら…P.14 集中豪雨や台風時の大雨に備えましょう…P.15

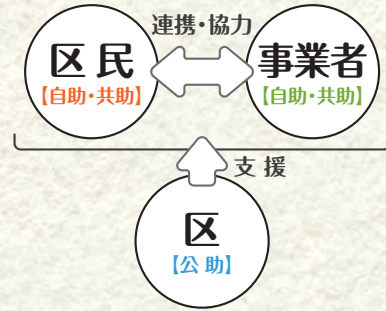
ハザードマップを活用しましょう…P.17 生活安全…P.20 休日・平日夜間診療…P.20 【総合支所…P.24・25】

※記事中の表記について (社)…一般社団法人

大震災に備える

首都圏では、いつ大地震が起きても不思議ではない状況といわれています。区に暮らす私たちも、十分な備えが必要です。

- 【自助】** 自らのことは自らが守る
- 【共助】** 地域においてお互いに助け合う
- 【公助】** 区が区民等の安全を確保する



区民が行う対策

自助 **共助**

大切なことは日頃の備えです。家族でよく話し合い、いざというときのために備えをしておきましょう。

▶ 対策チェックリスト

☑ 非常用備蓄品(自宅に留まる場合)

- 家族の7日分の飲料水・食料(缶詰や栄養価の高い菓子類等)
- 使い捨ての携帯トイレ 生活必需品
- ※高層住宅では、エレベーターが停止すると物資を運ぶのが非常に困難になるので、余裕をもって7日分程度の飲料水・食料・携帯トイレ等を備蓄しましょう。

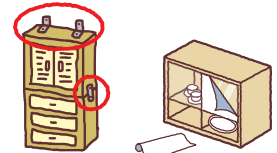


☑ 非常用持ち出し品(避難をする場合)チェックリスト

- 貴重品 医薬品 衛生用品 飲料水 食料 衣類 懐中電灯 ラジオ 生活必需品

☑ 家の中の安全対策チェックリスト

- 家具の転倒・落下を防止するため、金具等でしっかり固定しましょう。
- 飛散防止フィルムを貼る等ガラスの飛散を防止しましょう。
- 重い荷物は高い所に置かず低い所に置きましょう。
- 家具が倒れて避難できなくならないように、出入口付近には家具を置かないようにしましょう。
- 住宅の耐震化を行いましょう。



備える

▶ 家具転倒防止器具等助成および取付支援

災害時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的として家具転倒防止器具等助成制度を実施しています。

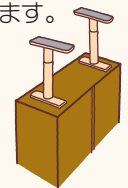
▶ **対象** 区内在住で、住民登録をしている世帯

▶ **助成内容** 家具の転倒を防止するための「つっぱり棒」やガラスの飛散を防止するための「フィルム」等を現物助成します。

※高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯等には、助成を受けた器具の取り付けを支援します。

▶ 取付支援対象

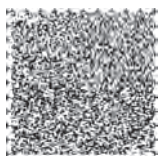
- 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
- 要介護3以上の人を含む世帯
- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯
- 難病医療費助成を受けている人を含む世帯
- 母子健康手帳を交付された妊婦、または出産した月から1年後の月の前日末日までの産婦を含む世帯
- 母子または父子のひとり親家庭



▶ **申し込み** 各総合支所協働推進課協働推進係 ☎P.24・25参照

▶ 問い合わせ

家具転倒防止器具等の助成・取付支援について…防災課地域防災支援係 ☎3578-2516



☑避難・連絡方法チェックリスト

- 避難場所・集合場所等災害時の行動について家族で話し合い、確認しておきましょう。
- 安否の連絡手段を確認しておきましょう。
- 町会・自治会等に参加し、地域住民同士でコミュニケーションを図り、いざというときに助け合しましょう。
- 地域の防災訓練に参加しましょう。

▶ 正確な情報を得るために

災害用ブロードバンド伝言板(web171)

災害が発生したとき、被災地域の居住者がインターネットの伝言板サイトにアクセスすることで、電話番号等をパスワードとして伝言(文字・静止画・動画・音声)の登録や閲覧ができるサービスです。

◎ 利用方法

- (1) <https://www.web171.jp/>にアクセス
- (2) メッセージを登録または閲覧したい電話番号を入力
- (3) 文字・静止画・動画・音声を登録または閲覧

災害用伝言ダイヤル(171)

災害が発生したとき、被災地への電話発信が増加してつながりにくい状況になった場合に提供が開始される、声の伝言板です。利用にあたっての事前契約等は一切不要です。

◎ 利用方法

- (1) 171にダイヤル
- (2) 伝言を録音する場合には「1」を、伝言を再生する場合には「2」をダイヤル
- (3) 被災地の人は自宅の電話番号を、被災地以外の人には被災地の人の電話番号を、市外局番からダイヤル

携帯電話各社の災害用伝言板

災害が発生したとき、携帯電話各社では、安否を確認できる災害専用のサービスを提供しています。利用方法は各社で異なります。

◎ アドレス <http://dengon.〇〇>

全社共通、〇〇以下はお持ちの携帯電話の会社に応じてアクセス

- NTTドコモ docomo.ne.jp/top.cgi
- KDDI (au) ezweb.ne.jp/
- ソフトバンク softbank.ne.jp/



※毎月1・15日、防災ボランティア週間(1月15日～21日)、防災週間(8月30日～9月5日)、年始(1月1日～3日)は体験利用ができません。

▶ 耐震化対策

建築物耐震診断助成事業

建築課耐震化推進担当 ☎3578-2844・5

建築物の所有者が建築物の耐震診断を行う場合に、これに要した費用の一部を助成します。

◎ 対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物で住宅、共同住宅、下宿、幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等です。

◎ 助成金額

木造は、耐震診断に要した費用の3分の2相当額で、用途により、20万円または24万円を限度とします。

非木造は、耐震診断に要した費用の3分の2相当額で、用途により、100万円または150万円、賃貸マンションおよび一般緊急輸送道路沿道建築物は、耐震診断に要した費用の3分の2相当額で300万円、分譲マンションは、耐震診断に要した費用の全額で450万円を限度とします。

木造住宅の無料耐震診断

建築課耐震化推進担当 ☎3578-2844・5

木造住宅を対象として、区が無料で耐震診断を行います。

◎ 対象建築物

平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築した区内の建築物であること。木造2階建て以下の在来軸組工法による住宅または長屋(2戸以内)で、個人が所有しているものであること。

◎ 実施の委託

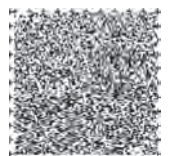
耐震診断は、予算の範囲内において(社)港区建築設計事務所協会に委託して実施します。

▶ 災害時避難行動要支援者登録事業

災害時に自分で避難することが難しい人(災害時避難行動要支援者)を対象に、災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、所管の消防署、警察署、民生委員・児童委員、町会・自治会等に提供します。

◎ 対象 区内にお住まいで、次の各号のいずれかに該当する人(ただし、入院または入所している人を除く)

- (1) 介護保険の要介護認定において要介護3～5のいずれかに認定されている人(要介護3の場合は、ひとり暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人)
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人
- (3) 愛の手帳1・2度を所持するひとり暮らし(親族等から日常生活の援助を受けている人を含む)または他の世帯員全てが65歳以上である人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するひとり暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人
- (5) (2)～(4)の障害者手帳を所持する人のみで構成する世帯の人
- (6) 人工呼吸器を使用している人
- (7) (1)～(6)に準ずる人で区長が認める人



📞 問い合わせ

- ・防災対策全般について
防災課地域防災支援係 ☎3578-2516
- ・高齢者の登録要件・申請について
高齢者支援課高齢者福祉係 ☎3578-2391
- ・障害者の登録要件・申請について
障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578-2386
- ・人工呼吸器使用者の登録要件・申請について
保健予防課保健予防係 ☎6400-0080

▶ 地域の皆さんの協力が必要です!

大規模災害が発生した場合には、各防災機関が全力で災害救助活動を行います。ただそれだけでは限界があります。そのような状況で被害を最小限にするためには、地域の皆さん一人一人の協力が必要です。また、防災住民

組織(町会・自治会)や地域防災協議会等の地域組織の活動も重要です。「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、災害時に協力して行動できるよう、日頃から近所同士のコミュニケーションを図り、地域の町会・自治会の活動に積極的に参加しましょう。

▶ 高層住宅の震災対策

マンション等の集合住宅では、一戸建てとは違った防災対策が必要です。災害時にフロアごとや近隣階の居住者同士で安否確認や助け合いを行えるよう、日頃から集合住宅全体で備えておきましょう。

高層階では、低層階よりも大きな揺れに襲われるため、家具類の転倒・落下防止対策は念入りに実施しましょう。また、ライフラインが停止した場合でも自宅で生活できるように、最低でも7日間分の食料や水を備蓄しておきましょう。

事業者が行う対策

自助 **共助**

日頃から災害に備えておくことは区民だけでなく、事業所においても重要です。自助として、自社の事業の継続や自社従業員の安全を確保することはもとより、共助として、観光客等の帰宅困難者の受け入れや地域の防災活動への協力を行うことが、自社が立地する地域の早期復旧復興につながります。

自助

▶ BCP(業務継続計画)の策定

- ・災害時に自社の事業を継続させ、円滑に復旧・復興を行うための計画です。
- ・区では「港区事業所向け防災マニュアル」を港区ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

▶ 従業員の安全確保(一斉帰宅の抑制)

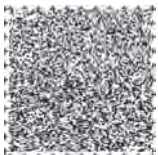
- ・災害直後に従業員を帰宅させることは、周辺の火災や地域の混乱に巻き込まれる恐れがあり、危険です。
- ・従業員の安全確保や地域の混乱を拡大させないため、事業所内にて3日間の留め置きをしてください。
- ・そのための物資も各事業所で備蓄してください。

▶ 家族との安否確認方法の確立

- ・災害時に3日間事業所内に留まれるよう、家族との安否確認方法を確立しておきましょう。
- ・P.11に記載されている「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」等を活用してください。

▶ 防災情報メール等による正確な情報の入手

- ・災害時には多くの情報が交錯し、正確な情報を入手することが困難となるため、あらかじめ、情報の入手先を整理しておきましょう。
 - ・区では、地震や台風・集中豪雨による災害が発生したとき、または発生の恐れがあるときに、それらの情報をメールで配信していますので、ご活用ください。



📧 防災情報のメール配信の登録

P.13「事業者向け防災メール」参照

共助

▶ 帰宅困難者の受け入れ

災害時に、商用や観光等で港区を訪れている人は、行く場所が無く、安全を確保することが困難です。こういった人々を一時的に受け入れていただく施設の提供を区内事業者をお願いし、区と協力協定を締結することで確保を進めています。

協定についてご協力いただける事業者は、防災課地域防災支援係 ☎3578-2516へご連絡ください。

▶ 駅周辺滞留者対策推進協議会への参画

災害時には駅や駅周辺の地域は、多くの人で混乱することが想定されます。そのため、災害時に駅周辺等の混乱回避等を目的とした駅周辺事業者で構成される「駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置し、対策の検討や訓練を実施しています。協議会活動について関心がある事業者は、防災課地域防災支援係 ☎3578-2516へご連絡ください。

▶ 周辺地域の防災住民組織との連携

災害時には、住民の防災力のみで対応するには限界があります。事業所として、日頃から地域防災の取り組みに積極的に参加するように心掛けてください。

※事業者の防災対策や帰宅困難者対策については、条例で定められています。

※詳しくは、「港区防災対策基本条例」、「東京都帰宅困難者対策条例」をご覧ください。

港区が行う対策

公助

▶ 食料・生活必需品等の備蓄

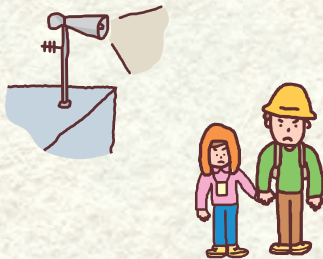
災害が発生した際に備えて、区内に100カ所以上ある防災備蓄倉庫に備蓄物資を整備しています。

備蓄品は、アルファ化米、クッキー、粉ミルク等の食料、飲料水、毛布、カーペット等の生活必需品、発電機、組立式トイレ、炊き出し用バーナー等の災害対策用資機材の他、大ハンマー、バール等の救出用資機材、医薬品や感染症対策用の衛生用品等も備蓄しています。

▶ 情報の発信

防災行政無線

災害時等に屋外スピーカーから災害等に関する情報をお知らせします。また、毎日午後5時に、機械の点検のため「夕焼け小焼け」の音楽を流しています。雨音や騒音等で、放送内容がうまく聞き取れなかったときは☎5401-0742で放送内容を確認することができます。



放送基準

- 震度5弱以上の地震が発生したとき
- 大雨で古川の氾濫や、建物への浸水の危険があるとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 光化学スモッグ注意報が発令されたとき
- 電力ひっ迫警報が発令されたとき

防災情報メールの配信の登録

全国瞬時警報システム(Jアラート)や水位・雨量計からの防災情報を、電子メールで配信しています。災害時に正確な情報を入手し、生命や財産等の安全確保に役立ててください。



↑こちらからも登録できます。

〈登録用アドレス〉kumin@bousai.city.minato.tokyo.jp

上記のアドレスに空メールを送信してください。折り返し、区から登録用のメールが配信されます。

Twitter

災害時や緊急時における区の情報を投稿します。リツイートする場合は、公式リツイートのみ行ってください。なお、原則として返信は行いません。



〈アカウント〉@minato_city

(http://twitter.com/minato_city)

Facebook

Twitterに掲載されている情報を投稿します。

〈アカウント〉city.minato

(<https://www.facebook.com/city.minato>)



防災アプリの無料配信

区では、区民、事業者等の皆さんに防災意識の普及・啓発をするため、「港区防災アプリ」を無料で配信しています。主なコンテンツは、防災マップ、水位・雨量情報や安否情報です。災害のリスクの確認、災害に対する備えに港区防災アプリをご活用ください。

事業者向け防災メール

区内の事業者の皆さんに、災害に関する情報や帰宅困難者支援情報等をメールで配信しています。利用者・従業員への災害情報の提供にご活用ください。

登録方法については、港区ホームページをご確認ください。

緊急エリアメールの配信

国や区が配信元となり、携帯電話会社の持つ回線を用いて、港区内にいる携帯電話利用者に向けて、避難勧告・指示等の緊急情報を伝えます。令和4年4月1日現在、次の携帯電話会社4社が対応しています。

- NTTドコモ
- KDDI (au)
- ソフトバンク
- 楽天モバイル

なお、携帯電話の機種によっては、緊急エリアメールを受信できない機種(古い機種等)があるとともに、事前に緊急エリアメールを受信するために設定が必要な機種もあります。

いざというときのために 大震災に備える

▶ 救急医療情報キット

「かかりつけ医療機関」「服薬内容」「持病」等の情報をまとめて保管でき、救急時(119番出動)の迅速な救急活動に役立つキットです。

申し込みをした人全員に無料で配布します。

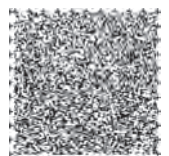
▶ 問い合わせ

各総合支所区民課保健福祉係

→「区役所・総合支所等」(P.24・25)を参照



備える



大地震が発生したら

1. 安全の確保

大地震が発生したときには、まず身の安全の確保を図って、揺れが収まるまで様子をご覧ください。落ち着いて、むやみに移動しないことが大切です。

▶ 会社や自宅等建物の中にいる場合

- 自分の身を守る（特に頭部を守る）。
- 机の下等に逃げる。
- ガラスや落下物に注意する。
- 火の元を確認する。
- 家族や周囲の人がけがをしていないか確認する。
- 靴を履き、窓や戸を開けて、避難経路を確保する。
- 避難する時は、ガスの元栓を閉めて、電気のブレーカーを切る。
- エレベーターは絶対に使わない。
- 炎や煙に巻き込まれないよう、階段を使って外へ出る。

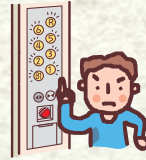


▶ 車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、道路の左側に止め、エンジンを切る。

- 避難が必要なときは、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証等の貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

▶ エレベーターの中にいる場合



- 行き先ボタンを全て押し、最初に停止した階で降りる。
- 閉じ込められたら、インターホンで状況を通報する。救助には時間がかかるので落ち着いて待つ。
- エレベーター用防火チェアがあるか確認し、ある場合は収納されている非常用品を使う。

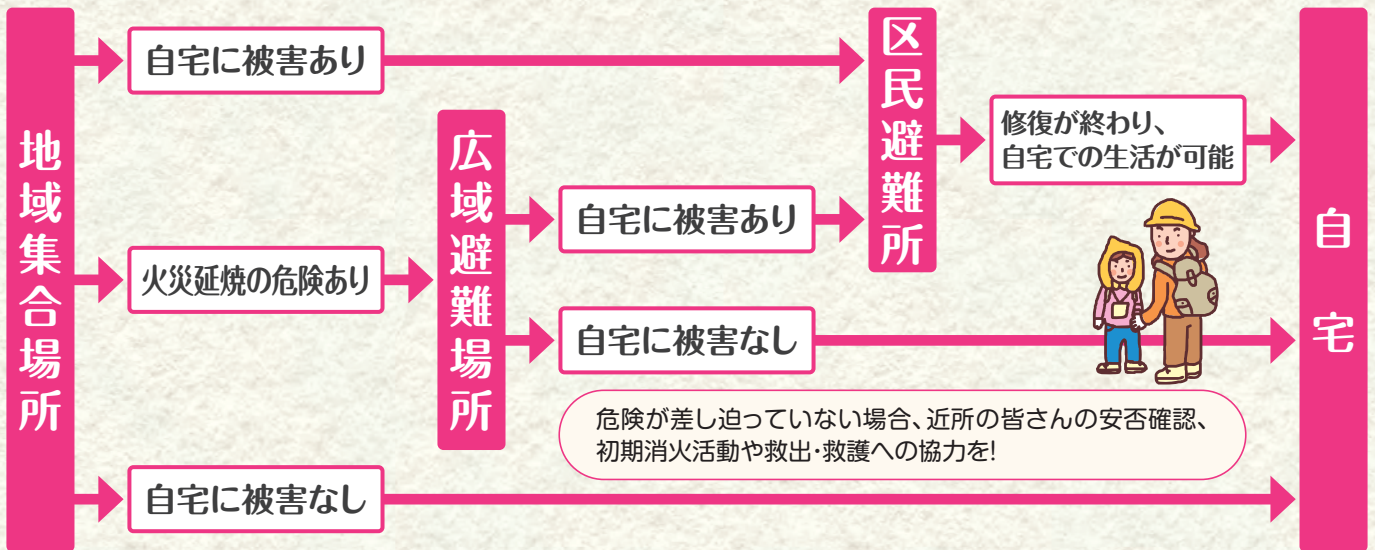
▶ 地下街にいる場合

- 壁や太い柱に寄り添って、揺れがおさまるのを待つ
- 慌てて非常口や階段に行かない。
- 火災が発生したら、濡れたハンカチ等を口に当てて、低い姿勢で壁づたいに移動する。

いざというときのために

大地震が発生したら

2. 避難



※高層住宅は耐震性・耐火性に優れており、建物が倒壊する恐れは少ないです。まずは、落ち着いて身の安全を図り、フロアごとや近隣階での安否確認をし、自宅に留まるようにしましょう。

地域集合場所

隣近所の安否確認や応急手当を行ったり、広域避難場所へ避難するために一時的に集まる場所で、町会・自治会等の単位で定めています。

広域避難場所

震災時、火災の延焼による危険から避難する場所です。

区内残留地区

震災時、火災の延焼の危険が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区です。

区民避難所(地域防災拠点)

災害による家屋の倒壊・焼失等で被害を受けた人の一時的な生活場所です。

福祉避難所

区民避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする高齢者や障害者の一時的な生活場所です。

